

## 当初証拠金の算出に関する規則

### (目的)

第1条 この当初証拠金の算出に関する規則（以下「本規則」という。）は、店頭商品デリバティブ取引等清算業務に関する業務方法書（以下、「OTC 業務方法書」という。）第56条に規定する OTC 清算参加者の清算約定（自己分）に係る当初証拠金（以下、「OTC 清算参加者の当初証拠金」という。）及び同第57条に規定する清算委託者の当初証拠金の算出にあたって必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 本規則において使用する用語は、OTC 業務方法書において使用される用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 商品

商品とは、OTC 業務方法書第3条第2項に定める清算対象取引をいう。

#### (2) ティア

ティアとは、商品毎に取引可能な限月を複数のグループに分けた各グループをいい、各商品に係るティアの設定は、別表のとおりとする。

#### (3) OTC パラメータ

OTC パラメータとは、次号から第6号に定める数値の総称をいい、OTC パラメータは、当社がその都度定めるものとする。

#### (4) OTC プライス・スキャンレンジ

OTC プライス・スキャンレンジとは、単一商品において1清算約定を保有するために必要となる額をいい、商品のティア毎に設定する。

#### (5) OTC 商品内スプレッド割増額

OTC 商品内スプレッド割増額とは、各限月の価格変動の差により生じるリスクをカバーするために必要な割増額をいい、商品のティアの組み合わせ毎に優先順位をつけて設定する。

#### (6) OTC 商品間スプレッド割引額

OTC 商品間スプレッド割引額とは、当社が商品価格に相関関係があると認めた場合に、異なる商品のティアの組み合わせ毎に優先順位をつけて、設定したその相関関係に基づくリスク相殺に伴う割引額をいう。

#### (7) OTC 限月ネット・ポジション

OTC 限月ネット・ポジションとは、同一商品かつ同一限月で売りポジションと買いポジションをネットイング（売りポジションを負の数値、買いポジションを正の数値として扱う。）した数値をいう。

#### (8) OTC ティア内ネット・ポジション

OTC ティア内ネット・ポジションとは、同一商品かつ同一ティア内にある OTC 限月

ネット・ポジションをネットティングした数値をいう。

(9) OTC 商品内スプレッド数

OTC 商品内スプレッド数とは、当社が定めた優先順位に従い、同一商品内における相殺可能な売り OTC 限月ネット・ポジションと買い OTC 限月ネット・ポジションの組合せの数をいう。

(10) OTC 商品間スプレッド数

OTC 商品間スプレッド数とは、当社が定めた優先順位に従い、異なる商品における相殺可能な売り OTC ティア内ネット・ポジションと買い OTC ティア内ネット・ポジションの組合せの数をいう。

(11) OTC スキャンリスク額

OTC スキャンリスク額とは、同一商品内の各ティアの OTC プライス・スキャンレンジに対し、当該 OTC ティア内ネット・ポジションを乗じて得た合計額の絶対値をいう。

(12) OTC スキャンリスク額の総額

OTC スキャンリスク額の総額とは、各商品の OTC スキャンリスク額を合算した額をいう。

(13) 各商品の OTC 商品内スプレッド割増額

各商品の OTC 商品内スプレッド割増額とは、当社が定めた同一商品の各ティアの OTC 商品内スプレッド割増額に対し、当該 OTC 商品内スプレッド数を乗じて得た額の合計をいう。

(14) OTC 商品内スプレッド割増額の総額

OTC 商品内スプレッド割増額の総額とは、各商品の OTC 商品内スプレッド割増額を合算した額をいう。

(15) 各商品の OTC 商品間スプレッド割引額

各商品の OTC 商品間スプレッド割引額とは、当社が定めた異なる商品間のティア毎に、OTC 商品間スプレッド割引額に対し、当該 OTC 商品間スプレッド数を乗じて得た額の合計をいう。

(16) OTC 商品間スプレッド割引額の総額

OTC 商品間スプレッド割引額の総額とは、各商品の OTC 商品間スプレッド割引額を合算した額をいう。

(当初証拠金の算出)

第3条 OTC 清算参加者の当初証拠金及び清算委託者の当初証拠金は、それぞれの算出対象となる清算約定に基づき算出した OTC スキャンリスク額の総額と OTC 商品内スプレッド割増額の総額から OTC 商品間スプレッド割引額の総額を減じた額とする。

(OTC パラメータの定期見直し)

第4条 当社は、原則として OTC パラメータを毎月2回（上期と下期の2回とする。）、各適用開始日の7営業日前を基準日として見直しを行うものとし、当該 OTC パラメータの

(当初証拠金の算出に関する規則)

適用開始日及び適用期間は次の各号のとおりとする。

- (1) 上期にあつては、適用開始日を毎月第1営業日とし、当該 OTC パラメータの適用終了日は15日（15日が営業日でない場合は、前営業日に繰り上げる。）とする。
  - (2) 下期にあつては、適用開始日を毎月16日（16日が営業日でない場合は翌営業日に繰り下げる。）とし、当該 OTC パラメータの適用終了日は毎月最終営業日とする。
- 2 当社は、前項に基づき見直しを行なった OTC パラメータを原則として基準日の翌々営業日に OTC 清算参加者に対して通知し、公表する。

#### **(OTC パラメータの臨時見直し)**

第5条 前条の規定にかかわらず、価格が急変した場合等で当社が特に必要と認めるときは、当社は、臨時見直しを行い、OTC パラメータの全部又は一部を変更することができる。

- 2 前項の規定に基づき OTC パラメータの臨時見直しを行った場合、当該 OTC パラメータは、原則として見直し日の翌々営業日から見直し日に適用されている OTC パラメータの適用終了日まで適用する。
- 3 第1項に基づく OTC パラメータの臨時見直しを前条第2項に定める通知日から適用開始日の間に行った場合、当該 OTC パラメータは、原則として、定期見直しに係る OTC パラメータの適用終了日まで適用する。
- 4 当社は、第1項に基づき見直しを行なった OTC パラメータを原則として当該見直し日の翌々営業日までに OTC 清算参加者に対して通知し、公表する。

#### **(OTC プライス・スキャンレンジの算出基準)**

第6条 当社が、OTC プライス・スキャンレンジを算出する場合にあつては、原則として、商品のティア毎に第4条第1項に定める基準日までの過去の清算値段を対象として、その価格変動の99.5%をカバーする変動率に当該商品の基準日における最大の清算値段及び清算単位の倍率を乗じて得た額を下回らない範囲で定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、OTC プライス・スキャンレンジが適正に算出されない場合又は諸状況を勘案し、当社が必要と認めた場合は、当社が適当と認めた OTC プライス・スキャンレンジを適用することができる。

#### **(OTC 商品内スプレッド割増額の算出基準)**

第7条 当社が、OTC 商品内スプレッド割増額を算出する場合にあつては、原則として、商品のティアの組み合わせ毎に第4条第1項に定める基準日までの過去の清算値段を対象として、価格変動の99.5%をカバーする変動率に当該商品の基準日における最大の清算値段及び清算単位の倍率を乗じて得た額を下回らない範囲で定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、OTC 商品内スプレッド割増額が適正に算出されない場合又は諸状況を勘案し、当社が必要と認めた場合は、当社が適当と認めた OTC 商品内スプレッド割増額を適用することができる。

#### (OTC 商品間スプレッド割引額の算出基準)

第8条 当社が、OTC 商品間スプレッド割引額を算出する場合にあつては、原則として、第4条第1項に定める基準日までの過去の価格変動に基づき、正の相関関係及びリスク相殺可能割合が一定水準を満たしていると当社が認めたものに対して、商品間割引額の計算における処理順位及び適用額を定めて適用するものとする。

#### (公表)

第9条 本規則に基づく公表は、当社ホームページへの掲載によるものとする。

#### (本規則の改廃)

第10条 本規則の改廃は、代表取締役社長の決裁をもって行うものとする。

## 附 則

本規則は、平成26年5月16日から実施する。

別表

	商品	対象期間	ティア	対象期間
RIM スワップ取引	東京湾海上 ガソリン 灯油 軽油 A 重油 LSA 重油	毎月第一営業日から最 終営業日まで	ティア 1	当月限
	西日本海上 ガソリン 灯油 軽油 A 重油 LSA 重油		ティア 2	当月限以外の限月
TOCOM スワップ取引	ガソリン 灯油 軽油	毎月第一営業日から債 務の引受けの最終申込 日まで	ティア 1	当月限
			ティア 2	当月限以外の限月
	中京石油 ガソリン 中京石油 灯油	毎月債務の引受けの最 終申込日の翌営業日か ら最終営業日まで	ティア 1	該当なし
			ティア 2	全限月
	原油	毎月第一営業日から最 終営業日まで	ティア 1	当月限
			ティア 2	当月限以外の限月

(当初証拠金の算出に関する規則)